平成 29 年第1回さくら市議会 臨時会 提案理由説明書

# 説明書目次

番号	項目名	ページ
1	市長就任の所信表明について	P 1
2	専決処分の承認を求めることについて(さくら市税条例の一部 改正)	P 8
3	専決処分の承認を求めることについて(さくら市都市計画税条例の一部改正)	P 9
4	専決処分の承認を求めることについて(さくら市国民健康保険 税条例の一部改正)	P 9
5	専決処分の承認を求めることについて (平成 28 年度さくら市ー 般会計補正予算 (第7号))	P 9
6	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P 10
7	専決処分事項の報告について(総合交流ターミナルリニューア ル建築工事請負契約の変更)	P 11
8	議案説明資料 参照法令等	P 12
9	さくら市税条例の一部を改正する条例案の新旧対照条文	P 14
10	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	Р 35
11	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 37

花塚 隆志でございます。さくら市議会の臨時会開催にあたり、私の市政運営に関する所信を申し述べさせていただく機会をいただきました。感謝申し上げます。

私は、このたびのさくら市長選挙におきまして、多くの市民の皆様、そして議員の皆様のご支持、ご支援を賜り、第4代さくら市長として、本市の舵取り役を任せていただくこととなりました。

あらためて、その責任の重さを痛感しております。この上は、 市民の皆様の期待と信頼に応えられるよう、強い覚悟と信念の もと、さくら市の発展のため全力を傾注してゆく所存です。

私は、市長選挙の立候補に際して、「さくら市進化プラン」と題して、市政経営に取り組む基本理念や重点的に取り組む内容を取りまとめ、市民の皆様にお示しさせていただきました。

まずは、私が市政を進める上での基本理念・将来像を申し上げ たいと存じます。

さくら市は市町村合併から 12 年が経過いたしました。市町村合併による国からの各種の財政支援策等の恩恵を受けられる

時期は過ぎ去ったものと考えております。

これからは政策の質を高め、市民満足度の向上に向けた質実さで、さくら市を「進化」させる時であると考えております。

そこで、私が取り組む市政の基本理念を「『暮らしを楽しめる』 まちづくり」と定め、その将来像を「四里四方で完結できる理 想の小都市、好アクセスな『健康 里山 桜の小都市』の創造」、 といたしました。

東西南北の距離と地理的・地形的条件を最大限に活かしつつ、「子ども達が健やかに成長し、市民の皆様が健康で自然や文化芸術に親しみながら、さくら市での暮らしを楽しめる。」まさに、そのようなまちづくりを進めてまいります。

次に、これらの基本理念や将来像を実現するための覚悟と姿勢を明確にするため、「進化を支える 4 つの柱」を宣言いたします。

まず、第1に、成果重視の「実行主義」宣言です。

市民のために何が実行できたのか、その実行によってどんな

成果が上がったのか、ということを最も重要な価値基準にいた します。そのために、目標を明確化して実現に取り組みます。

第2に、「市民第一主義」宣言です。

第3に、「進取主義」宣言です。

気付いたことは身軽にスピード感をもって実行する。情報に目を研ぎ、先進地事例を研究し、今、何が必要かを念頭に、前例主義を乗り越えて、新たな取組みを積極果敢に実行します。

第4に、「誇れるふるさと」宣言です。

さくら市は、歴史、文化、伝統ある美しい自然環境に恵まれた、誇れるふるさとです。4,200 万人もの人々が住み、気候も温暖な関東平野は、世界に冠たる地域であります。その恵まれた地域の中にあるさくら市の誇れる地域資源をあらためて掘り起こし、それらを磨き上げ、さくら市の魅力・活力を倍増しま

す。

つぎに、ただいま申し上げました「4 つの柱・4 つの宣言」を具現化するための施策ですが、これらは「第2次さくら市総合計画」、「さくら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、諸計画の考え方も踏まえた上で、さくら市の魅力をさらに磨き上げ、市民の皆様の満足度を向上させるための取組みを進めてまいります。

まず、一つ目は、「売り上げを伸ばす! 農商工、産業の進化」といたしまして、

- ・さくら市の基幹産業である農業において、より地産地消を 推進し、農産物の売り上げを 1.2 倍にします。
- ・さくらブランドを推進し、1店1品、個性と魅力ある商品 で商店の売り上げを増やします。
- ・積極的なシティープロモーションを展開し、魅力あるイベントやさくら式グリーンツーリズムなどにより、広くさくら市を知っていただき交流人口を倍増します。
- ・市内企業がより元気になるために、地元産品の優先調達、

業務拡大に向けた個別支援策に取り組みます。また、本気で企業誘致にも取り組みます。

- 二つ目は、「気力・体力・学力 No.1 教育の進化」といたしまして、
  - ・日本の良さは教育の良さにあります。さくら市の子どもたちの教育環境をさらに充実し、全国学力学習状況調査結果を県内トップクラスに引き上げます。
  - ・また、基礎学力を養う市民塾や 5 歳児からの英語学習、さらには、里山を活かした体験学習などを行う、課外学校「さくらスクール」の開設に取り組むとともに、スポーツ教育施設の充実を図ります。

三つ目は、「母になるなら、父になるなら、子育でするならさくら市で! 働き・子育で環境の進化」といたしまして、引き続き、子育でのための経済支援に取り組み、雇用環境の充実や女性が社会参加しやすい環境づくり、困窮世帯への支援など、子育で世代のあらゆる課題に取り組みます。

四つ目は、「いつまでも安心な暮らしのために 医療・福祉・移動手段の進化」といたしまして、健康長寿を促進し、高齢者や障がいのある方にも優しいまちであるために、さくら市独自の地域包括ケア体制の確立や市内の交通ネットワークの再構築など、安心で住みやすい「健康のさくら市」づくりに取り組みます。

五つ目は、「さくら市の魅力倍増! ふるさとの進化」といた しまして、氏家駅周辺と喜連川中心街の魅力倍増を目指し、暮 らしを楽しむ「健康散策ゾーン」の設定や、世界中の桜を植栽 するなど、桜を誇れるまちづくりを行います。

・芸術と文化に彩られた国際都市 SAKURA として、海外の都市との友好交流を進めます。さらには、まちづくりは"ひとづくり"の考えのもと、NPOや市民ボランティア活動の支援を充実します。

また、先ほど申し上げました、「進化を支える 4 つの柱」、・成果重視の実行主義宣言・市民第一主義宣言・進取主義宣言・誇れるふるさと宣言の具体的な施策や事業を実現していくために、

政策実行のための新たな体制を速やかに整えます。また、業務の一層の効率化、職員の資質向上、あるいは公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の長寿命化や総量抑制等の取組みも必要となりますので、行政改革の取組みにも注力してまいります。

以上、私の理念、そして将来像、それを具現化する施策を述べさせていただきましたが、中には、実現にはかなり高いハードルが想定されるものもあります。

しかし、その障壁を必ず乗り越えて前進するのだという決意をもって、市の将来のために積極果敢に挑戦いたします。それには、4万4千人の市民の皆様のお力と議員各位のご理解とご協力なくしては実現できません。

少子高齢化が進み、人口減少時代に直面する今、全国の自治体が知恵を絞り、地方創生にしのぎを削り、将来を模索するこの数年は、さくら市にとって、これまでになく大切な時期になるものと考えております。

市民のため、さくら市の未来のため、私は、誠意と情熱を持って、329人の市職員とともに市役所が一丸となり、市民の皆

様と一緒になって、「チームさくら」として、さくら市の進化の ため、全身全霊で取り組んでまいる覚悟であります。

皆様には、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、私の所信といたします。

引き続き、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 4 件、任命同意 1 件 及び報告 1 件であります。

議案第1号から議案第4号までは、専決処分の承認を求める ことについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第2号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン 化特例(軽課)について適用期限を2年延長するなど所要の改 正を行ったものであります。

専決処分第3号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第4号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正 についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を引き上げるため、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第5号は、平成28年度さくら市一般会計補正予算(第

7号)であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したことにより、 55万7千円を追加し、予算の総額を205億4,240万円といたし ました。

歳入の主なものは、6 款地方消費税交付金で、1 億 569 万 1 千円、10 款地方交付税で、1 億 8,269 万円を追加、18 款繰入金 で、2 億 2,067 万 9 千円、21 款市債で、8,650 万円を減額し、 それぞれ計上いたしました。

歳出では、10 款教育費で、基金積立として博物館費 55 万 7 千円を追加し、計上いたしました。

第2表地方債の補正は、総合交流ターミナル施設リニューア ル事業債ほか5件の限度額を変更したものであります。

議案第5号は、さくら市教育委員会委員の任命同意について であります。

本案は、現委員の森島 仁氏が平成 29 年 5 月 23 日をもって任期満了いたしますが、引き続き同氏をさくら市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

報告第1号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

# 【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抄)

[議決事件]

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
  - (1) 条例を設け又は改廃すること。
  - (2) 予算を定めること。
  - (3)~(15) 略
- 2 略

[長の専決処分]

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。
- 2 略
- 3 <u>前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議にお</u>いてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- 4 略

[議会の委任による専決処分]

- 第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により 特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にするこ とができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。
- ◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)(抄)
  〔任命〕
- 第4条 略
- 2 <u>委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、</u> 学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、 地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- $3\sim5$  略
- □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項 (平成 25 年 9 月 9 日議決)

議会の権限に属する事項中地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	議会の議決を経て締	平成25年第3回	議員案第2号	平成 25 年 9 月
	結した工事又は製造	さくら市議会定		9 日
	の請負契約につい	例会		
	て、契約金額の5パ			
	<u>ーセント以内に相当</u>			
	する金額 (2,000 万円			
	以下のものに限る。)			
	に係る契約の変更に			
	関すること。			

(1/19)

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 ○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号) īF. 改 現 行 (所得割の課税標準) (所得割の課税標準) 第33条 略 第33条 略 2•3 略 2•3 略 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の 翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書 翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項 の規定による申告書(その提出期限後において市民 税の納税通知書が送達される時までに提出された次 税の納税通知書が送達される時までに提出されたも に掲げる申告書をいう。以下この項において同 の及びその時までに提出された第36条の3第1項の 。)に特定配当等に係る所得の明細 確定申告書を含む。) に特定配当等に係る所得の明細 に関する事項その他施行規則に定める事項の記載が に関する事項その他施行規則に定める事項の記載が あるとき(特定配当等申告書にその記載がないこと あるとき(これらの申告書 にその記載がないこと についてやむを得ない理由があると市長が認めると についてやむを得ない理由があると市長が認めると きを含む。) は、当該特定配当等に係る所得の金額に きを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額に ついては、適用しない。ただし、第1号に掲げる申 ついては、適用しない。 告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出され た場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ の他の事情を勘案して、この項の規定を適用しない ことが適当であると市長が認めるときは、この限り でない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同 項の規定により前号に掲げる申告書が提出された ものとみなされる場合における当該確定申告書に 限る。)
- 5 略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得 が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定 株式等譲渡所得金額申告書(
  - 市民税の納税通知書が送達される時までに提 出された次に掲げる申告書をいう。以下この項にお いて同じ。) に特定株式等譲渡所 得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規 則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡 所得金額申告書にその記載がないことについてやす。 を得ない理由があると市長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額 については、適用しない。ただし、第1号に掲げる
- 5 略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得 が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36 条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて市民税の納税通知書が送達される時までに提 出されたもの及びその時までに提出された第36条の 3第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所 得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規 則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書 にその記載がないことについてやす を得ない理由があると市長が認めるときを含む。) は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額 については、適用しない。

(2/19)

改 正

行

現

申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項 その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に 規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に 係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の 額について法第2章第1節第5款の規定により配当 割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定 株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲 渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった 特定株式等譲渡所得金額について同節第6款

\_\_の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 2•3 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法 第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第 22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、 第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納期限まで に、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長 に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項 後段及び第3項の規定により 提出があったものと みなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4 様式による納付書により 納付しなければならな (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項の 申告書 に記載した特定配当等に 係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の 額について法第2章第1節第5款の規定により配当 割額を課された場合又は同条第6項の申告書

に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について法第2章第1節第6 款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5 分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

### 2•3 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法 第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第 22項及び第23項の規定による申告書を、同条第1項、 第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納期限まで に、同条第22項の申告納付にあっては遅滞なく市長 に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項 後段及び第3項の規定によって提出があったものと みなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4 様式による納付書によって納付しなければならな

行

○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)

(3/19)

1.5

改

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは 事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税 等を課された場合<u>には</u>、法第321条の8第24 項及び令第48条の13に規定するところにより、控 除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人 税割額から控除する。

TF.

3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により、納付しなければならない。

#### 4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に 規定する申告書(以下この項において「修正申告書」 という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係 る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は 第19項に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該 当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させ る更正(これに類するものを含む。以下この項にお いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正 申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告 書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に 係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)について は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐 V

- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは 事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税 等を課された場合においては、法第321条の8第24 項及び令第48条の13に規定するところにより、控 除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人 税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする\_\_\_\_\_。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

# 4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に 規定する申告書(以下この項において「修正申告書」 という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係 る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は 第19項に規定する申告書(以下この項において「当 初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該 当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させ る更正(これに類するものを含む。以下この項にお いて「減額更正」という。)があった後に、当該修正 申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告 書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に 係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に定 するまでの部分に相当する税額に限る。)について は 、次に掲げる期間(詐

(4/19)

改 正 第

偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) 略

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の 規定により 法人税に係る申告書を提出する義務が ある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の 8 において準用する場合を含む。以下この項及び第 52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けてい るものについて、同法第75条の2第9項(同法第144 条の8において準用する場合を含む。以下この項に おいて同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第 75条の2第9項の規定の適用に係る当該申告書に係 る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人 税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれ と併せて納付すべき均等割額については、当該法人 税額について同条第一項の規定の適用がないものと みなして、第18条の2の規定を適用することができる
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税 に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人 及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法

偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) • (2) 略

- 6 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の 規定によって法人税に係る申告書を提出する義務が ある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の 8において準用する場合を含む。以下この項及び第 52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けてい るものについて、同法<u>第75条の2第7項</u>(同法第144 条の8において準用する場合を含む。以下この項に おいて同じ。)の規定の適用がある場合には、同法<u>第</u> 75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係 る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人 税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれ と併せて納付すべき均等割額については、当該法人 税額について同条第1項の規定の適用がないものと みなして、第18条の2の規定を適用することができ
- 7 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人で同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法

(5/19)

改正

人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には
  - \_\_、当該不足税額を当該通知書の指定する期限まで に、施行規則第22号の4様式による納付書<u>により</u> 納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

# 3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正」に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により

人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合<u>において</u> <u>は</u>、当該不足税額を当該通知書の指定する期限まで に、施行規則第22号の4様式による納付書<u>によって</u> 納付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする
  - \_。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、 年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当 該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間に ついては、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算 した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなけ ればならない。

# 3 略

- 4 第 2 項の場合において、<u>法第 321 条の 8 第 22 項に</u> 規定する申告書(以下この項において「修正申告書」 という。)の提出 があったとき(当該修 正申告書に係る市民税について同条第 1 項
  - 一、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書 (以下この項において「当初申告書」という。)が提 出されており、かつ、当該当初申告書の提出により

(6/19)

改 正 案

見

(0)

納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があった」ときに限る。)は、当該増額更正 により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 略
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該増額更正

の通知をした日<u>(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)ま</u>での期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2~7 略

8 法第349条の3<u>又は第349条の3の4から第349条</u> <u>の5まで</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349条の3<u>又は第349条の3の4から</u> 第349条の5までに定める額とする。

9・10 略

納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。) に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については

\_\_\_\_\_、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る 市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

- (1) 略
- (2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日まで

の期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

2~7 略

8 法第349条の3、第349条の4又は第349条の5

\_\_\_\_\_の規定の適用を受ける固定資産に対して 課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にか かわらず、法第349条の3、第349条の4又は第349 条の5 に定める額とする。

9・10 略

(7/19)

改 正 領

(施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2</u> 第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに<u>次の各号に</u>掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) • (2) 略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋

\_\_\_に係る建物の区分所有等に関する法律第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定による割合

(4) 略

### 2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定 資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額の<u>按分の</u>申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 法第 352 条の 2 第 1 項の規定により<u>按分する</u> 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び 当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地 (以下この項及び次項において「特定被災共用土地」 という。)に係る固定資産税額の<u>按分の</u>申出は、同 条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務 者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項 に規定する被災年度(第3号及び第74条の2におい て「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法 第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第

(施行規則第15条の3第2項

現

の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第2項

\_\_\_\_\_\_の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に 掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) • (2) 略

- (3) 区分所有者の住所及び氏名並びに各区分所有者の家屋の区分所有者全員の共有に属する共用部分に係る建物の区分所有等に関する法律第14条第1項から第3項までの規定による割合
- (4) 略

#### 2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定 資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のあん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次に 掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u> 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び 当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地 (以下この項及び次項において「特定被災共用土地」 という。)に係る固定資産税額の<u>あん分の</u>申出は、同 条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第 5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務 者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項 に規定する被災年度(第3号及び第74条の2におい て「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法 第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第

(8/19)

改正

74条の2において「避難の指示等」という。)が行わ れた場合において、法第349条の3の3第1項に規 定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2に おいて「避難等解除日」という。) の属する年が法第 349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の 2 において「被災年」という。) の翌年以後の年であ るときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日 の属する年の1月1日から起算して3年を経過する 日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第349 条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地 域 (第74条の2において「被災市街地復興推進地域」 という。)が定められた場合(避難の指示等が行われ た場合において、避難等解除日の属する年が被災年 の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2にお いて同じ。) には、当該被災年度の翌年度から被災年 の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期 日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する 年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載 し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付 した申出書を市長に提出して行わなければならな

(1)~(5) 略

い。

- (6) 法第 352 条の 2 第 3 項の規定により<u>按分する</u> 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び 当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

74条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第74条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第74条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度

)の初日の属する

年の1月31日までに<u>次に</u>掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1)~(5) 略

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u> 場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び 当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額のあん分の申出については、前項中「同条第6項」とあるのは「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」として、前項の規定を適用する。

行

○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)

(9/19)

4 略

(被災住宅用地の申告)

改

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項 において準用する場合及び同条第3項(同条第4項 において準用する場合を含む。) の規定により読み替 えて適用される場合を含む。第5号及び次項におい て同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災 年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われ た場合において、避難等解除日の属する年が被災年 の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年 度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算 して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの 各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた 場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1 日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする 年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号 に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長 に提出しなければならない。

TF.

(1)~(6) 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける十 2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける十 地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難 の指示等が行われた場合において、避難等解除日の 属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当 該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日と する年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進 地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度 から被災年の1月1日から起算して4年を経過する 日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の 固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税 の特例)

4 略

(被災住宅用地の申告)

現

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項 において準用する場合及び同条第3項(同条第4項 において準用する場合を含む。)の規定により読み替 えて適用される場合を含む。第5号及び次項におい て同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災 年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われ た場合において、避難等解除日の属する年が被災年 の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年 度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日とする年度までの 各年度

)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号 に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長 に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難 の指示等が行われた場合において、避難等解除日の 属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当 該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1月1日以後3年 を経過する日を賦課期日と する年度までの各年度分

固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税 の特例)

(10/19)

# 改 正 劉

1

第8条 昭和57年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2•3 略

# (読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略

### 2~6 略

- 7 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第 15 条第 32 項第 1 号イ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 11 法<u>附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2•3 略

# (読替規定)

第10条 法附則第15条、第15条の2又は第15条の3 の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、 第61条第8項中「又は第349条の5」とあるのは「若 しくは第349条の5又は法附則第15条、第15条の2 若しくは第15条の3」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略

### 2~6 略

- 7 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 8 法<u>附則第15条第30項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 9 法<u>附則第15条第31項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は2分の1とする。
- 10 法<u>附則第 15 条第 33 項第 1 号イ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。
- 11 法<u>附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3 分の 2 とする。

(11/19)

# 改正案

- 12 法<u>附則第 15 条第 32 項第 2 号イ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 13 法<u>附則第 15 条第 32 項第 2 号口</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 14 法<u>附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- <u>15</u> 法<u>附則第 15 条第 37 項</u>に規定する市町村の条例で 定める割合は3分の2とする。
- 16 法<u>附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条例で 定める割合は 5 分の 4 とする。

### 17 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

#### 第10条の3 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則所則第7条第3 項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

# 3 略

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令所則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を

現

- 12 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号イ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 13 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号口</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 14 法<u>附則第 15 条第 33 項第 2 号ハ</u>に規定する設備に ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 15 法附則第 15 条第 36 項に規定する市町村の条例で 定める割合は3分の2とする。
- 16 法<u>附則第 15 条第 39 項</u>に規定する市町村の条例で 定める割合は3分の2とする。
- 17 <u>法附則第 15 条第 40 項に規定する市町村の条例で</u> 定める割合は 4 分の 3 とする。
- 18 法<u>附則第 15 条第 42 項</u>に規定する市町村の条例で 定める割合は5分の4とする。

### 19 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

### 第10条の3 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則所則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

# 3 略

4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 1 項 の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令时則第 12 条第 21 項第 2 号 に規定する補助を受けている旨を証する書類を

行

○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)

(12/19)

改 正 第

ない。

添付した申告書を市長に提出しなければならない。  $(1)\sim(3)$  略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日 の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 並びに令<u>附則第12条第24項において準用する</u> 同条第17項に規定する従前の

権利に対応する部分の床面積

- (3) 略
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令所則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - (1)~(6) 略
- 7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅 又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、同 条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日 から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に施行規則<u>附則第 7 条第 9 項各号</u>に掲げる書類を添 付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に該当する者 の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに 該当するかの別
- (5) 略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則</u> 第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護 住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 略

添付した申告書を市長に提出しなければならない。  $(1)\sim(3)$  略

- 5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の 規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日 の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。
  - (1) 略

現

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 並びに令<u>附則第12条第22項の規定により読み</u> <u>替えて適用される</u>同条第17項に規定する従前の 権利に対応する部分の床面積
- (3) 略
- 6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(6) 略

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅 又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分につい て、これらの規定の適用を受けようとする者は、同 条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日 から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書 に施行規則<u>附則第 7 条第 8 項各号</u>に掲げる書類を添 付して市長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

- (4) 令<u>附則第12条第28項</u>に掲げる者に該当する者 の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに 該当するかの別
- (5) 略
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則</u> 第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護 住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 略

(13/19)

改 TF.

- は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、 これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して 市長に提出しなければならない。
  - (1)~(4) 略
  - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則 第12条第38項に規定する補助金等
  - (6) 略
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震 基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐 震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事 項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各 号に規定する書類を添付して市長に提出しなければ ならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号 又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しな い者にあっては、住所及び氏名又は名称)
  - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
  - (4) 耐震改修が完了した年月日
  - (5) 耐震改修に要した費用
  - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に 申告書を提出する場合には、3月以内に提出すること ができなかった理由
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損 失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損 失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の 適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して 市長に提出しなければならない。
  - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又 は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、 これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行 規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して 市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

現

- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則 第12条第36項に規定する補助金等
- (6) 略

案

行

○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)

現

(14/19)

又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者に あっては、住所及び氏名又は名称)

TF.

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

改

- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) <u>熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則</u> 第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令所則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定する補助の 算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係 る耐震改修に要した費用
- (6) 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の

9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令所則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定する補助の 算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係 る耐震改修に要した費用
- (6) 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料とし て用いるものに限る。次項

において同じ。) に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の

(15/19)

改 TF.

現

行

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

4 略

- 4 略
- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3 輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用につ いては、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成 30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽 自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3 輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用につ いては、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成 30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽 自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
  - 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3 輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるもの を除く。) に対する第82条の規定の適用については、 当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合に は平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車 が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの 間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度 分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる 同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 ┃ 第 16 条の 2 削除

(16/19)

改 正 案 現 行

輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき 軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分 の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と する。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の 規定の適用については、同条中「納期限(」とある のは、「納期限(附則第16条の2第2項の規定の適 用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車 の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」 とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

#### 第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項 において「特定上場株式等の配当等」という。)に係 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

#### 第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2 項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項 において「特定上場株式等の配当等」という。)に係

(17/19)

改正

る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項 及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場 合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項 第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ の他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法<u>附則第34条の2第1項</u>に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課

る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する申告書を提出した場合 に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法所則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課

(18/19)

改 正 劉

する市民税の所得割の額は、<u>前条第1項の</u>規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ、</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法所則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の 市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2•3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>条約適用</u>配当等申告書(

一市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ 。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが

する市民税の所得割の額は、<u>同項の</u>規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に<u>応じ</u>当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) • (2) 略

現

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法所則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の 市民税の課税の特例)

第20条の2 略

2•3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の</u>規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出された<u>もの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む</u>。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

行

○さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)

現

(19/19)

適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

TF.

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

改

- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)
- 5 略
- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定 の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある 場合を除く。)における第34条の9の規定の適用に ついては、同条第1項中「又は同条第6項」とある のは「若しくは附則第20条の2第3項<u>前段</u>に規定す る条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書

にこ

の項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約 適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載が ある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載が ないことについてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等 に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配 当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭 和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章 第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、 又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条 の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2 の2第9項の規定により読み替えて適用される法第 37条の4」とする。

#### 5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定 の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある 場合を除く。)における第34条の9の規定の適用に ついては、同条第1項中「又は同条第6項」とある のは「若しくは附則第20条の2第3項 に規定す る条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。) に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その 提出期限後において市民税の納税通知書が送達され る時までに提出されたもの及びその時までに提出さ れた第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこ の項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約 適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載が ある場合(これらの申告書 にこれらの記載が ないことについてやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等 に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配 当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭 和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章 第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、 又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条 の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2 の2第9項の規定により読み替えて適用される法第 37条の4」とする。

○さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成28年さくら市条例第24号)(附則第5条関係)

(1/2)

改 正 案	現	行		
第1条の2 さくら市税条例の一部を次のように改正す	第1条の2 さく	くら市税条例の一部を次のように改正す		
る。	る。			
(中略)	(中略)	to have a worth a section in which we will see		
附則第16条第2項から第4項までを削る。		条第2項から第4項までを削る。		
<u>附則第16条の2を次のように改める。</u> 第16条の2 削除				
(以下略)	(以下略)			
	(> 1 · 1/			
(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改	_(さくら市税	党条例等の一部を改正する条例の一部改		
<u>正)</u>	正)			
第2条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平		ら市税条例等の一部を改正する条例(平		
成 26 年さくら市条例第 35 号) の一部を次のように		ら市条例第 35 号)の一部を次のように		
<u>改正する。</u> 附則第6条の表新条例附則第16条第1項の表第82	改正する。	冬山「軽白動車税」の物に「の種別学」		
条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第82条第2	附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」 を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「さくら市			
号ア」を「第2号ア」に改める。	税条例第82条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次			
	に「同条例の	D」を加え、同条の表を次のように改め		
	<u>る。</u>			
	第82条第 3,9	900円 3,100円		
	2号ア			
	(1)			
	第g9条第	900円 5,500円		
	<u>2</u> 号ア			
	(ウ) a 10,8	800円 7, 200円		
	<u>第82条第</u> <u>3,8</u>	800円 3,000円		
	2号ア (お) 1 5, 0	000円 4,000円		
	<u>(ウ) b</u> <u>5, c</u>			
		条 さくら市税条例等の一部を改正す		
	条第1項	る条例(平成26年さくら市条例第		
		35号。以下この条において「平成		
		26年改正条例」という。)附則第6		
		条の規定により読み替えて適用さ		
		<u>れる第82条</u>		

(2/2)

○さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成28年さくら市条例第24号)(附則第5条関係)

	改	正	案			現	行
				附則第	£16	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規
				条第1坪	<u>頁</u>	<u>(イ)</u>	定により読み替えて適用される第
				の表第	<b>5</b> 2		82条第2号ア(イ <u>)</u>
				号ア(~	<u>イ)</u>	3,900円	3, 100円
				の項			
				附則第		第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規
				条第15		(ウ) a	定により読み替えて適用される第
				の表第 号ア(t			
				a の項			
						6,900円	5, 500円
						10,800円	7, 200円
				附則第	£16	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規
				条第1項	夏		定により読み替えて適用される第
				の表第 号ア(i			82条第2号ア(ウ) b
				b の項			
						3,800円	3,000円
						5,000円	4,000円
	附 則				附	則	
	行期日)					朝日)	
第1条 (1)	略 略			第1条			
(2)	第1条中さくらず	市税条例附則領	第 16 条の改正規	(1) (2)	略第		くら市税条例附則第 16 条の改正規
, ,	定及び第2条の規			(2)		及び	附則第3条の2の規
	定 平成29年4月	1日			定	平成 29 年	
(3)	略			(3)	略	;	
(4)	第1条の2の規定		第3条中さ	(4)	第	31条の2 <u>図</u>	なび第2条の規定並びに第3条中さ
	くら市税条例の一				< 1	っ市税条例	の一部を改正する条例(平成27年
	さくら市条例第22				さ	くら市条例	第22号)附則第5条第7項の表第
	19条第3号の項の				19	条第3号の	項の改正規定(「第98条第1項」
	を「第81条の69				を	「第 81 条の	06第1項の申告書、第98条第1
	項」に改める部分				項」	に改める	部分に限る。)並びに附則第2条の
	2及び第4条の規定	定 平成31年	10月1日		2 及	とび第4条の	の規定 平成31年10月1日

行

○さくら市都市計画税条例(平成17年さくら市条例第64号)

(1/2)

附則

改

1~5 略

(法附則第15条第39項の条例で定める割合)

<u>6</u> 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。

正

(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の都市計画税の特例)

- 7 略
- 8 略
- 9 <u>附則第7項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、<u>附則第7</u>項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6以上 0.7以下のものに係る平成 27年度から平成 29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349条の 3(第 19項を除く。)又は法附則第 15条から第 15条の 3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

附則

1~5 略

(法附則第15条第36項の条例で定める割合)

<u>6</u> <u>法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定</u> める割合は3分の2とする。

(法附則第15条第42項の条例で定める割合)

7 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定 める割合は5分の4とする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度 までの各年度分の都市計画税の特例)

- 8 略
- 9 略
- 10 附則第 8 項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 19 項を除く。)又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第 8 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。

(2/2)

改 正 案 現 行

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

#### 12 略

- 13 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、所則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、所則第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 14 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

15 略

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。)又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)

# 13 略

- 14 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、所則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、所則第13項の「農地」とは法附則第17条第1号に、所則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。
- 15 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項 若しくは第45項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

16 略

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

案

(傍線の部分は改正部分)

行

○さくら市国民健康保険税条例(平成17年さくら市条例第65号)

(1/1)

(国民健康保険税の減額)

改

# 第21条 略

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき27万円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)

正

# ア〜カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算し た金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号 に該当する者を除く。)

ア〜カ 略

(国民健康保険税の減額)

現

# 第21条 略

- (1) 略
- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき26万5,000円 を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)

# ア〜カ略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山 林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び 特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算し た金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号 に該当する者を除く。)

ア〜カ 略